

ワークライフバランス推進セミナーを開催しました!

働きながら安心して子どもを産み育てることのできる職場環境づくりを推進するため、11月8日上田市中央公民館において開催しました。

1. 「社員の子育て応援企業知事表彰」

従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組まれている2企業に対する表彰式を行い、受賞企業から事例発表を行っていただきました。



主な取組内容

オルガン針株式会社

妊婦健診受診休暇制度
短時間勤務制度は3歳到達後の3月末まで利用可能
子の看護休暇制度は小学校入学前まで利用可能
配偶者の出産時に特別休暇(有給2日)

キッセイ薬品工業株式会社

育児休業は連続1週間(土日等休日含む)の範囲内での取得は有給
短時間勤務制度は小学校入学前まで利用可能
毎週水曜日のほか給与支給日・賞与支給日をノー残業デーに定める

2. 講演「ワークライフバランスで自分らしく働く」



講師：福沢 恵子さん
ジャーナリスト・昭和女子大学客員教授
財団法人女性労働協会専務理事

【講演の要旨】

- 人材は、コストでなく資産・資源であり、それをケアすることは、経営的にプラスになります。
- ワークライフバランスに熱心に取り組んでいる会社は、働きやすい会社とみなされるため、優秀な人材の確保に有意義な取り組みと言えます。
- 男女雇用機会均等法の施行により、女性の社会進出は進みましたが、男性の家事・育児参加はあまり進んでいないため、働く女性の大きな負担になっています。(第一子出産で、約6割が退職)
- 一度、自分の生活を見直して、人生の時間割を作成してみましょう。

…ワークライフバランス(仕事と生活の調和)とは?…

全ての働く人が、その固有の状況に応じて、持続可能な体制で、適切・快適な状況で働けること。

仕事とともに、家事や育児、介護などの生活も暮らしに欠かすことのできない大切なものです。

自分たちが本来望む生活はどんなのものなのか、家族や従業員とともにじっくりと考えませんか。

改正育児・介護休業法が全面施行されます。

少子化の流れを変え、男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指して、平成21年に育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日から、これまで適用が猶予されていた以下の制度が100人以下の事業主にも適用になります。



就業規則を点検してください。

1 短時間勤務制度（所定労働時間短縮等の措置）

- 事業主は、3歳未満の子を養育する労働者が請求すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければなりません。
- 短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化されていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- 短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければなりません。

2 所定外労働の免除

3歳未満の子を養育する労働者が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

3 介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他を行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

※育児・介護休業制度の就業規則の規定例は、長野労働局HPからダウンロードできます。

育児・介護休業法について説明会を開催します！！

参加申込は、説明会申込書に必要事項を記入の上、FAXで長野労働局雇用均等室あてに送付してください。（FAX送信先：026-227-0126）

※説明会申込書は、長野労働局HP下段「イベント情報」の「2011年11月30日 育児・介護休業法等説明会を開催します」をクリックしてください。

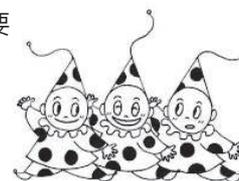
URL <http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

（注）定員になり次第締切りとなります。

	日 時		会 場	定員
1	平成24年1月20日(金) 13:30~15:00	伊那会場	長野県伊那文化会館 小ホール 伊那市西町5776 電話0265-73-8822	150人
2	平成24年1月23日(月) 13:30~15:00	松本会場	長野県松本文化会館 中ホール 松本市水汲69-2 電話0263-34-7100	200人
3	平成24年1月27日(金) 13:30~15:00	佐久会場	佐久勤労者福祉センター 第5会議室 佐久市佐久平駅前4番地1 電話0267-67-7451	150人
4	平成24年1月31日(火) 13:30~15:00	長野会場	ホクト文化ホール 小ホール 長野市若里1-1-3 電話026-226-0008	150人

【内容】

- 改正育児・介護休業法に沿った就業規則の整備について
- 仕事と家庭の両立支援のための助成金（両立支援助成金、中小企業両立支援助成金）の概要
- ※説明会終了後、個別相談会を行います。



お問い合わせ先

長野労働局雇用均等室 電話 026-227-0125
〒380-8572 長野市中御所 1-22-1

★必ずチェック 最低賃金！ 使用者も労働者も★

長野県内の事業所で働くすべての労働者に適用される最低賃金が平成23年10月1日から時間額694円に改正されました。なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。

特定（産業別）最低賃金	時間額	効力発生日
計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	785円	平成23年11月27日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	796円	平成23年11月27日
各種商品小売業	753円	平成23年12月31日
印刷、製版業	747円	平成23年12月31日

詳細は長野労働局ホームページでご覧になれます。URL：<http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

—お問い合わせは—

長野労働局労働基準部賃金室 電話026-223-0555 または最寄りの労働基準監督署まで

「労働ながのに関するアンケート」 調査結果がまとまりました！

2011年10月～11月に実施したアンケート結果がまとまりましたので、お知らせします。

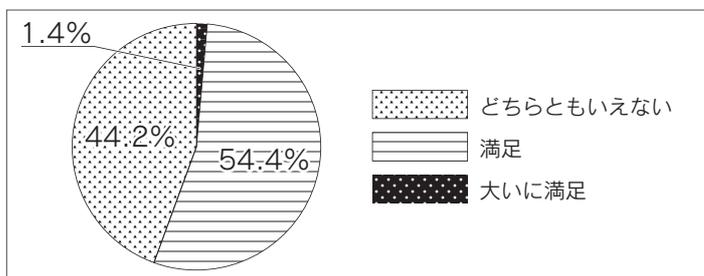
対象：「労働ながの」を毎号配布する1,345団体

回答数：148団体

○記事の満足度

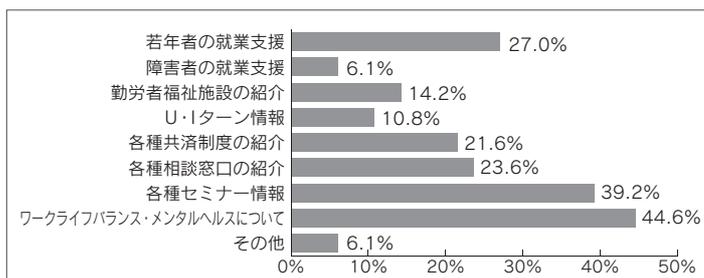
記事の満足度は、「満足」が54.4%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が44.2%となっています。

なお、「大いに満足」と「満足」の合計は55.8%となっています。



○充実を希望する記事

今後充実を希望する記事は、「ワークライフバランス・メンタルヘルスについて」が44.6%と最も高く、次いで「各種セミナー情報」が39.2%となっています。



○そのほかのご意見

- ・労働問題や、相談内容などの事例を取り上げてほしい。
- ・関係法律の改正等あった場合、内容を複数回掲載してほしい。
- ・インターネット上にも掲載してあるので、展開しやすく助かっている。

たくさんのご回答ありがとうございました。皆様からいただいたご意見を参考に、今後も県労働行政の情報をお届けしてまいります。

労働ながのに関するご意見は随時承っております。皆様のご意見をお待ちしております。

お問い合わせ先

電話026-235-7119 FAX 026-235-7327 Eメール rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

技術専門校の短期課程訓練生を募集します。

県内の3つの技術専門校(岡谷校、伊那校、佐久校)では、平成24年4月入校の訓練生を募集しています。興味をお持ちの方は各技術専門校にお問い合わせください。



長野技能五輪
アビリンピック2012
公式キャラクター

わざまる

募集日程

受付期間	第1回	平成23年12月12日(月)から平成24年1月5日(木)まで
	第2回	平成24年1月27日(金)から2月15日(水)まで
選考日	第1回	平成24年1月16日(月)
	第2回	平成24年2月22日(水)
合格発表	第1回	平成24年1月23日(月)
	第2回	平成24年2月28日(火)

出願資格

職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者(主に求職者を対象としています。)

選考方法

職業適性検査、人物考査(面接)

選考会場

入校しようとする技術専門校

授業料等

授業料・入校料及び入校審査料は無料

募集科目

校名	訓練科	訓練期間	募集定員
岡谷技術専門校 電話 0266(22)2165 http://www.pref.nagano.lg.jp/xsyoukou/okagi/	機械制御コース	6か月(4月入校)	10人
	伊那技術専門校 電話 0265(72)2464 http://www.inagisen.ac.jp/		機械科
	パソコン活用科		10人
佐久技術専門校 電話 0267(62)0549 http://www.pref.nagano.lg.jp/xsyoukou/sakugi/	NC機械システム科		10人
	CAD/CAMシステム科		10人
	コンピュータシステム科		10人

長野県労働委員会ニュース 知っておきたい労働者の権利④ ～支配介入の禁止～

STEP1 職場において次のようなご経験はありませんか？

- 組合を結成しようとしたところ「余計なことはするな」等と使用者から非難・威嚇された
- 使用者が従業員に対して組合からの脱退や組合に加入しないよう働きかけている
- 組合の役員選挙の際、使用者が特定の候補者を支援するなど介入している
- 労働組合の結成・活動に対抗して、使用者が関与して第二組合を結成した
- 労使慣行等で認められてきた組合事務所の貸与や組合専従制度が一方向的に廃止された
- 組合事務所や掲示板の貸与について、複数組合間で著しい差が生じている

このように、使用者が組合の結成や運営に対して干渉することや組合の弱体化を図ることは、不当労働行為の一つ(支配介入)として労働組合法により禁止されています。

STEP2 労働委員会にご相談ください！

労働委員会は、労働者(労働組合)と使用者の間のトラブル・紛争について、中立・公正な立場で迅速・円満な解決に向けた支援を行い、労使関係の安定を図る行政機関です。大学教授、弁護士などから選ばれる公益委員、労働組合から推薦される労働者委員、使用者団体から推薦される使用者委員の三者で構成されています。

STEP3 労働委員会の各種制度を活用してみませんか？

- 労働争議の調整(あっせん、調停、仲裁)
労使間のトラブル・紛争について、労使の主張が一致せず自主的な解決が困難となった場合に、労働委員会が公正・中立な立場で労使の間に入り、話し合いをとりなすなど解決に向けて支援します。
- 不当労働行為の審査
労働組合又は労働者個人からの申立てを受け、使用者の行為が労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するかどうかを審査します。不当労働行為の成立が認められる場合、使用者に対して是正を命じます。

いずれの手続きも無料でご利用いただけます。まずはご相談ください。



ご存知ですか？ 労働委員会
～雇用のトラブル まず相談～

長野県労働委員会事務局(県庁8階) 電話026-235-7469
ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/roi.htm>

労働ながの

編集発行人：長野県商工労働部労働雇用課長 吉澤 猛
発行所：長野県商工労働部労働雇用課
〒380-8570(住所不要)
電話 026-235-7119 FAX 026-235-7327 Eメール:rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

労働ながのは県HPにも
掲載しています！

<http://www.pref.nagano.lg.jp/syoutoku/roko/rn/rounaga1.htm>へアクセスを



「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております！